

# < あおぎん > 「金利選択型アパートローン」

平成 20 年 7 月 31 日以降新規取扱停止

1. 商品名	< あおぎん > 「金利選択型アパートローン」
2. ご利用いただける方	次のいずれも満たすお客様。 お借入れの年齢が満 20 歳以上満 65 歳以下で、最終返済時の年齢が満 75 歳以下。 団体信用生命保険 1 に加入可能。 当行所定の保証会社の保証が得られる。
3. お使いみち	アパート、賃貸マンション、貸店舗、貸事務所等の賃貸用物件の取得資金 賃貸用物件の新築資金 賃貸用物件の増改築・修繕・外構工事資金 土地付賃貸用物件の購入資金（新築・中古） アパートローン等の借り換え資金
4. ご融資形態	証書貸付
5. ご融資金額	100 万円以上 1 億円以内（10 万円単位）
6. ご融資期間	30 年以内
7. ご融資金利	
(1) 金利の種類	変動金利口                      変動金利 固定金利 3 年特約口          固定金利 固定金利 5 年特約口          固定金利 固定金利 10 年特約口        固定金利 変動金利口に固有の金利の決定・見直し方法等は「別紙 1」を参照。 固定金利特約口に固有の金利の決定・見直し方法等は「別表 2」を参照。
(2) 金利の選択	当初お借入れ時には、変動金利口、固定金利特約口（特約期間 3 年・5 年・10 年）のいずれでも自由に選択できます。 変動金利口をご利用中の場合は、約定返済日毎に固定金利特約口への変更ができます。 固定金利特約期間満了時には、再度、変動金利口または固定金利特約口のいずれでもご選択できます。（なお、特にお申し出がなければ、自動的に変動金利口へ変更となります。） 固定金利特約口をご選択する場合は、特約期間が融資残存期間内であることが必要です。
(3) 金利情報の入手方法	現在の適用金利については、窓口にお問い合わせください。

別表 1・別表 2 添付

(つづく)

8. ご返済方法															
(1)ご返済方法	元利均等毎月返済 <sup>2</sup> ご返済は返済用預金口座から自動振替で決済させていただきます。														
(2)ご返済額の見直し	変動金利口にも固有のご返済額の見直し方法は「別表1」を参照。 固定金利特約口にも固有のご返済額の見直し方法は「別表2」を参照。														
9. 担保	融資対象となる土地・建物に、あおぎん信用保証㈱が担保を設定させていただきます。 建物に付保する火災保険の保険金請求権にあおぎん信用保証㈱が質権を設定させていただきます。														
10. 保証人	原則として不要です。 ただし、所得を合算するご家族および担保物件の提供者・共有者は保証会社あての保証人となる必要があります。														
11. 保証料・手数料															
(1)保証料	保証料 年0.2% ご融資金額 100万円当たりの保証料 (単位：円)														
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>期間</th> <th>5年</th> <th>10年</th> <th>15年</th> <th>20年</th> <th>25年</th> <th>30年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>保証料</td> <td>4,580</td> <td>8,544</td> <td>11,982</td> <td>14,834</td> <td>17,254</td> <td>19,137</td> </tr> </tbody> </table>	期間	5年	10年	15年	20年	25年	30年	保証料	4,580	8,544	11,982	14,834	17,254	19,137
期間	5年	10年	15年	20年	25年	30年									
保証料	4,580	8,544	11,982	14,834	17,254	19,137									
(2)保証会社取扱手数料	50,000円(消費税別)														
(3)その他の条件変更手数料	5,000円(消費税別)														
(4)その他の手数料	変動金利口にも固有の手数料は「別表1」を参照。 固定金利特約口にも固有の手数料は「別表2」を参照。														
12. その他参考となる事項	窓口にお申し出いただければ、返済額を試算いたします。 お申込みにあたっては、当行所定の審査をさせていただきます。														

<sup>1</sup> 団体信用生命保険・・・日本生命保険相互会社(幹事生保)が保険者で、当行が保険契約者兼保険受取人となり、借主を被保険者とした団体保険です。借主が死亡または高度障害の場合には、当該保険金をもって借入金に充当します。また、本保険料は全額当行が負担します。

<sup>2</sup> 元利均等返済・・・ご返済の初回から最終返済時まで、毎月のお支払い金額(元金返済部分+利息支払部分)が一定となるように計算されている返済方式です。